

秋田県公安委員会告示第101号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の第32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき、告示する。

令和元年10月11日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称
黒井産業株式会社
 - (2) 住所
山形県山形市宮町二丁目11番9号
 - (3) 代表者
高 橋 博 剛
- 2 施設の名称
能代中央自動車学校
- 3 施設所在地
能代市字寿域長根36番地22
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号に掲げる課程
- 5 認定取消年月日
令和元年9月30日